

# 平成28年度北海道ブロック司法過疎地域開業支援事業実施要領

北海道ブロックどさんこ基金運営委員会

北海道ブロックは、北海道内の司法過疎地域における地域住民の司法アクセスの機会を拡充し、当該地域での司法書士の開業等を支援するため、以下のとおり司法過疎地域開業支援事業を実施する（平成28年10月14日理事会承認）。

## 【対象地域】

- A 原則として簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる司法書士が1名以下又はこれに準ずる地域
- B 上記A地域であって、当協議会が司法過疎地開業支援事業の目的を達成するため選定した地域（別紙記載のとおり）

## 【支援内容】

- 1号貸付 司法書士事務所開設・運営維持資金として年間100万円を限度とする。
  - 2号貸付 司法書士事務所運営維持資金として最長2年間・月額5万円を上限とする。
  - 3号貸付 マザーシップ事務所事業期間中、最長1年間・最大120万円を月割。
- ※1号貸付は対象地域A  
2号・3号貸付は対象地域B（貸付金返済免除規定あり）  
※すべての貸付金に利息は付さない。  
※2号貸付と3号貸付は重複して申し込むことはできない。

## 【被支援者の要件】

簡裁訴訟代理等関係業務を行うことのできる司法書士又は司法書士資格を有する者にして、下記①または②に該当する者

- ①対象地域に開業または移転した後、1年以内の司法書士（個人に限る。以下同じ）
  - ②対象地域に開業または移転を予定している司法書士及び有資格者
- ※申込時に開業または移転を予定している者は、支援決定後2か月以内に開業予定地またはマザーシップ事務所所在地に登録申請を行なうこと。  
※対象地域に開業または移転（予定を含む）した事務所が司法書士法人である場合を除く

## 【貸付金の返還等】

- 1号貸付 原則5年以内に全額を返還すること。
- 2号及び3号貸付 2年間の返済猶予期間経過後、原則5年以内に全額を返済するこ

と。ただし、当該地域に2年間継続して事務所を置いたときは返済免除の申請をすることができる。

#### 【申込】

当協議会所定の申込書と誓約書、任意の履歴書等の書類一式をブロック事務局に持参または郵送すること。

1号貸付 随時

2号及び3号貸付 平成28年11月30日までの期間申込（第1次申込期間）  
第1次申込期間経過後は随時

#### 【支援の決定】

どさんこ基金運営委員会による面談等の審査を経て理事会で決定する。

1号貸付 随時審査決定する。

2号及び3号貸付 第1次申込期間内の申込者を対象に平成28年12月1日以降、順次審査決定する（原則として1地域につき1名とする）。第1次申込期間経過後の申込は随時審査決定する。

※支援決定の可否は、決定次第遅滞なく申込者に適宜の方法により通知する。

#### 【その他】

- ①対象地域については、どさんこ基金運営細則第3条を参照のこと。
- ②支援内容については、どさんこ基金規則第5条、運営細則第4条を参照のこと。
- ③貸付金の返済等については、規則第7条、運営細則第6条乃至第8条を参照のこと。
- ④マザーシップ事務所事業については、マザーシップ事務所事業実施要領を参照のこと。
- ⑤その他本事業に関する問合せ先は、下記のとおり。

北海道ブロック司法書士協議会 事務局

〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目中菱ビル6階（札幌司法書士会内）

電話 011-281-3505 F A X 011-261-0115